

行
發
東京都

記

一 送達を受けるべき者の住所及び氏名
審査請求時の住所 不明
現住所 不明

審査請求人 木村 潤一

〔公示事項〕

一 審査請求人が、平成三十一年二月一十五日(当庁)に提出した各審査請求が、平成三十一年三月十五日付で裁決をしたが、審査請求人の所在が不明のため、同人に各裁決書の謄本を送付できない。よって、右各裁決書の謄本は、当庁(総務局総務部法務課)において保管し、いつでもこれを交付するか、審査請求人は当庁に出頭の上受領されたい。

〔四 次〕

〔告示〕

○行政不服審査法による公示送達(総務局総務部法務課)…

○警視庁司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則…

○開発行為に関する工事完了(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)…

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(件)…(産業労働局商工部地域産業振興課)…

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要…(回)…

〔規則(公示)〕

〔公 告〕

警視庁司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年2月14日

東京都公安委員会

委員長 廣瀬 道明

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

●東京都告示第四十一号
行政不服審査法(平成十六年法律第六十八号)第五十

一条第二項及び第三項の規定に基づき、左記のとおり公示送達する。

令和6年2月14日

東京都知事 小池 百合子

第3条の見出し中「、没収保全等」を「及び逮捕状に代わるものとの交付並びに没収保全等」に改め、同条中「並びに」を「及び同法第201条の2第1項の規定により逮捕状に代わるものとの交付を請求することができる司法警察員並びに」に改める。

別記様式第1号中「、没収保全等」を「及び逮捕状に代わるものとの交付並びに没収保全等」に改める。

〔附則〕

1 この規則は、令和6年2月15日から施行する。
2 この規則の施行の際、この規則による改正前の警視庁司法警察員等の指定に関する規則別記様式第1号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

〔○東京都公安委員会規則第1号〕

〔公 告〕

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年1月14日

〔告示〕

●東京都告示第四十一号
警視庁司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則

警視庁司法警察員等の指定に関する規則(平成5年2月2日東京都公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第199条第2項」を「、第199条第2項及び第201条の2第1項」に改める。

羽村市羽中一丁目二千七百九十八番一及び二千七百九十九番
青梅市新町一丁目二十三番十 福生市加美平二丁目十四番
株式会社山一建設
代表取締役 山野井 優

令和6年1月14日

六及び同番十七

一
号株式会社山一建設
代表取締役 山野井 優

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

十
所
変更前の設置者の
代表者名 古屋 雅弘(株式会社新都市ライ
フ)ほか

十一

変更後の設置者 新居田 滉人(株式会社新都市ラ
イフホールディングス)ほか

十二

変更前の小売業者
の氏名又は名稱 株式会社東武ストアほか八名

十三

変更後の小売業者
の氏名又は名稱 株式会社東武ストアほか十二名

十四

変更を行つた小
売業者の氏名又
は名稱 株式会社東武ストアほか二名

十五

変更前の小売業
者の住所 神奈川県川崎市高津区二子一丁目
十七番一号(株式会社サンジエルマ
ン)ほか

十六

変更後の小売業
者の住所 神奈川県横浜市港北区新羽町六百
八十八号(株式会社サンジエルマ
ン)ほか

十七

変更前の小売業
者の代表者名 玉置 富貴雄(株式会社東武スト
ア)ほか

十八

変更後的小売業
者の代表者名 木村 吉延(株式会社東武スト
ア)ほか

十九

変更日 令和六年一月十六日ほか

二十

届出日 令和五年十二月二十六日

二十一

縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業
振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)

二十二

縦覧期間

令和六年二月十四日から同年六月
十四日まで。ただし、東京都の休
日にに関する条例(平成元年東京都
条例第十号)に定める休日を除く。

二十三

縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十
分

八番地一(和田 勉)ほか

古屋 雅弘(株式会社新都市ライ
フ)ほか新居田 滉人(株式会社新都市ラ
イフホールディングス)ほか

株式会社東武ストアほか八名

株式会社東武ストアほか十二名

株式会社サンジエルマ
ン)ほか神奈川県横浜市港北区新羽町六百
八十八号(株式会社サンジエルマ
ン)ほか玉置 富貴雄(株式会社東武スト
ア)ほか木村 吉延(株式会社東武スト
ア)ほか東京都産業労働局商工部地域産業
振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)東京都産業労働局商工部地域産業
振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)立川市砂川町一丁目六番一及
び同番二立川市砂川町一丁目六十六
番地の三

馬場 良治

青梅市新町七丁目十六番地

松本建設株式会社
代表取締役 松本 良哲府中市南町一丁目百三十四
番九及び同番十八埼玉県越谷市南越谷一丁目
二十一番地二株式会社中央住宅
代表取締役 品川 典久府中市南町六丁目三十五番
地の一

林 ヤエ子

一 店舗名 東京都知事 小 池 百合子

二 店舗所在地 国分寺市泉町三丁目三十五番一号

三 設置者名 株式会社新都市ライフホールディ
ングスほか二十名

四 設置者住所 新宿区西新宿六丁目五番一号ほか

五 変更を行つた設置
者名 ングスほか四名

六 変更前の設置者名 株式会社新都市ライフ

七 変更後の設置者名 株式会社新都市ライフホールディ
ングス八 変更前の設置者住
所 香川県高松市香南町横井三百八十
六番地十(和田 勉)ほか九 変更後の設置者住
所 香川県高松市香南町横井五百八十
九西東京市柳沢三丁目三十五番
十五番地一武藏開発株式会社
代表取締役 深松 優東村山市秋津町五丁目十一番
三十九株式会社住協
代表取締役 築地 重彦西東京市下保谷三丁目八百九
十番一、同番三及び同番四武藏野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 築地 重彦府中市南町一丁目二十九番十
一、同番十一地先、三十番七
から同番十七まで及び三十三
番十三埼玉県所沢市小手指町一丁
目一番地四羽村市羽中二丁目二千七百一
番十二の一部及び二千七百三
番一から同番十一まで松本建設株式会社
代表取締役 松本 良哲清瀬市中清戸五丁目百三十四
番九及び同番十八

青梅市新町七丁目十六番地

羽村市大字福生字奈賀六百九
十一番二(第三工区)立川市砂川町一丁目六番一及
び同番二立川市砂川町一丁目六十六
番地の三立川市砂川町一丁目六十六
番地の三福生市大字福生字奈賀六百九
十一番二(第三工区)立川市砂川町一丁目六十六
番地の三福生市大字福生字奈賀六百九
十一番二(第三工区)立川市砂川町一丁目六十六
番地の三立川市砂川町一丁目六十六
番地の三立川市砂川町一丁目六十六
番地の三立川市砂川町一丁目六十六
番地の三

分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下

「法」という。第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう

とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和六年二月十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和六年二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

西国分寺レガ

二 店舗所在地

国分寺市泉町三丁目三十五番一号

三 設置者名

株式会社新都市ライフホールディングスほか二十名

四 設置者住所

新宿区西新宿六丁目五番一号ほか

五 変更前の開店時刻

二十四時間ほか

六 変更後の開店時刻

二十四時間ほか

七 変更前の閉店時刻

二十四時間ほか

八 変更後の閉店時刻

二十四時間ほか

午前六時から午前零時までほか
施設において荷さばきを行うことが
できる時間帯

二十四時間ほか
午前六時から午前零時までほか

令和六年一月十六日
令和五年十二月二十六日

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

縦覧期間
縦覧場所

令和六年二月十四日から同年六月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

令和六年二月十四日から同年六月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定め

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

七
縦
覧
時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。
る休日を除く。

発行
電話 東京都新宿区西新宿三丁目八番一号 都
○三(五三二二)一一一(代)
郵便番号 163-8001
定価
一本号
(郵送料を含む) 三〇円
印刷所
電話 東京都文京区白山二丁目十三番七号 美
印 刷 株 式 会 社
○三(三八一二)五二〇一(代)
郵便番号 113-0001